

## ナレーション

これより、平成17年10月29日午後2時、前橋地方裁判所第1法廷で行われた、とある現住建造物放火未遂事件の刑事裁判の法廷劇を開演いたします。その後、この法廷劇を元に皆様に被告人の有罪・無罪等を議論していただきますので、注意深く証人らの証言をお聞きください。

なお、劇を始める前に、まず事件の概要、特に検察官・弁護人間で争いのない事実を簡単に説明いたします。

平成17年7月31日午前1時30分ころ、110番通報、119番通報があったことから事件が発覚しました。現場は群馬県吾妻郡嬭恋村にある木造2階建てのペンション「向日葵」の2階3号室で、その南側のレースのカーテンが半分ほど焼け焦げていたのです。消防や警察が駆けつけたときには、現場にはペンションのオーナーであるパウロ・スタンレー、アルバイト従業員杉田さやか、同じくアルバイト従業員青木かおるの3名がおり、既に鎮火していました。現場付近に、ペンションに置かれているマッチ棒の芯がすられた状態で数本落ちており、周囲には他に自然発火を窺わせるものもなく、一見して放火による火災であることが判明しました。

犯人を目撃したという証言は得られませんでした。パウロや杉田の証言により警察は当日一人で2階1号室に泊まっていた客である被告人堀江ツトムを重要参考人と考え、事件発覚後1階ロビーのソファで酒に酔って寝ていた被告人に警察署への同行を求め、警察署で任意の取調べを行いました。すると、被告人のポケットからペンションのマッチ箱が発見され、さらに取調べ開始から10分も経たないうちに被告人が自白したため、警察は直ちに被告人を逮捕したのです。しかし、被告人は弁護士の接見を受けた後はこの刑事裁判まで、一貫して事件への関与を全面的に否定し続けています。

なお、警察の捜査により、本件カーテンの燃焼状況に至るまでの時間は着火してから5～10分程度必要であるとの燃焼実験の結果が判明しています。また、3号室入り口のドアノブからはパウロ、杉田の指紋が検出されましたが、被告人の指紋は検出されませんでした。さらに、従業員青木かおるは事件発生時までフロント後方の仮眠室で寝ており、本件放火事件の犯人でないことは争いのない事実です。

以上が争いのない事実、事件の概要です。それでは、これよりいよいよ法廷劇が開演いたします。劇に併せ、パンフレットに記載されている起訴状やペンション見取り図もご覧いただき、被告人は有罪なのか無罪なのかお考えください。